

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和4年度新型コロナウイルス感染症対策業務従事者派遣業務
発注課	保) 医療対策室管理課
選定事業者	株式会社パソナ パソナ・札幌
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、派遣職員に継続して新型コロナウイルス感染症対策業務（以下「コロナ対策業務」という。）に従事させることにより、より効率的かつ持続可能な体制とするため、令和2年度11月から委託しているが、委託先については、より適切に業務を遂行できる業者を選定するため、委託開始時に公募型企画競争を実施し、株式会社パソナ パソナ・札幌（以下「パソナ」という。）を選定した。また、本業務をより適切に遂行されるよう、令和2年度には、本件業務と併せ、パソナにコロナ対策業務の業務分析についても委託しており、パソナはコロナ対策業務の内容を熟知し、それをもとにより適切な派遣職員を選定することが可能。</p> <p>現在も、新型コロナウイルス感染症の陽性者は日々発生しており、令和4年度についても年度当初から、適切かつ円滑に業務を遂行できる体制を構築する必要があるが、そのためには、本業務の受託者は次の条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ対策業務の業務内容に熟知し、派遣職員に業務内容を的確に説明することができ、また、新たな派遣職員の導入を必要とする場合に、適切な人選を行えること。・市職員の指示を理解したうえで適切かつ円滑に業務を遂行できる、コロナ対策業務に従事経験を有した派遣職員を、現在の人員体制と同規模で4月1日から配置することができること。 <p>パソナは、これまで本業務を適切に遂行してきており、上記条件を満たす唯一の事業者と判断される。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きにより、パソナを選定事業者として選考する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和4年3月8日